

第4章 基本構想の実現に向けて

基本構想の実現に向けて、次の事項を基本方針とします。

1. 市民参画・協働

まちづくりには、まちの主人公である市民の自主的で主体的な参画・協働が不可欠です。市民の市政への参画や市との協働を積極的に進めるための仕組みをつくります。そのため、市の行財政の資料や情報を積極的に公開し、提供することを原則とします。情報の公開に際しては、個人情報の保護に努めます。

2. 地域コミュニティの形成

全市及び地域・地区別の情報の整備を図るとともに、市民参画・協働により、地域・地区の個性を尊重し、地域のコミュニティの形成を進めます。その実現にあたっては、市民の連帯意識とそれぞれにふさわしい役割分担など、自らのまちは、自らの手でつくるという方向で考え、これを市が積極的に支えます。

3. 広域的な協力体制

生活圏や交通圏の拡大に伴い、広域的な役割分担と相互協力が重要となっています。

このため、国・県・近隣自治体はもとより、関係団体・民間企業などと幅広く連携し、関連計画との整合・補完を図りながら、適切な対応に努めます。

4. 効率的な行財政運営

高齢化・国際化・情報化など急速な社会情勢の変化のなかで、多様化・高度化する行政需要に的確に対応するには、長期的視点に立った総合的かつ計画的な行財政運営が必要となります。

そのため、行政運営の効率化を推進するとともに、健全な財政を堅持しながら、執行体制の整備を進めます。

また、公共施設等の有効活用を図るため、再編整備を進めます。

5. 地方分権の推進

国と地方自治体との責任、分担及び協力のあるべき関係を明らかにし、市民・市議会と一体になって、権限及び財源の改善・確保を国などに働きかけ、自治体としての主体性と自治権の確立に努めます。